

平成 19 年 6 月 28 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都港区六本木一丁目 10 番 6 号

ニューシティ・レジデンス投資法人

代表者名

執行役員 藤 田 哲 也

(コード番号 8965)

投資信託委託業者名

シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社

代表者名

代表取締役社長 藤 田 哲 也

問合せ先

シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社

常務取締役兼投資アセットマネジメント本部長 新井 潤

TEL. 03-6229-3860(代表)

利害関係人等との取引に関するお知らせ

ニューシティ・レジデンス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、利害関係人等との取引について、下記のとおり審議、決議を経ましたので、お知らせいたします。

記

1. 本投資法人が取得を予定しているニューシティレジデンス森下ウエストにつき、株式会社ニューシティプロパティサービス（以下「NCPS」といいます。）がプロパティ・マネジメント会社、ニューシティ・リーシング・ワン有限会社（以下「NCL1」といいます）がサブリース会社となる予定です。NCPS及びNCL1は、利害関係者（注）に該当するため、利害関係者との間の取引に関する本投資法人の資産運用にかかる自主ルールに従い、かかるプロパティ・マネジメント委託契約及びマスターリース契約の締結に関して、本日、以下の審議、決議を経ました。
 - ・シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）の投資委員会による審議及び決議
 - ・資産運用会社のコンプライアンス・リスク管理委員会による審議及び決議
 - ・資産運用会社の取締役会による審議及び決議
2. 本投資法人が平成 19 年 3 月 27 日付で取得いたしました、ニューシティレジデンス三宮につき、有限会社 KANSAI との間の賃貸借契約が、平成 19 年 6 月 30 日付で終了することに伴い、NCL1 がサブリース会社となる予定です。NCL1 は、利害関係者（注）に該当するため、利害関係者との間の取引に関する本投資法人の資産運用にかかる自主ルールに従い、NCL1 がサブリース会社となることに関して、本日、以下の審議、決議を経ました。

- ・資産運用会社の投資委員会による審議及び決議
- ・資産運用会社のコンプライアンス・リスク管理委員会による審議及び決議
- ・資産運用会社の取締役会による審議及び決議

(注) 利害関係者とは、投信法第 15 条第 2 項にて定義される利害関係人等及び資産運用会社の 10%以上の株主並びにかかる者の意向を受けて設立された特別目的会社（資産の流動化に関する法律において規定する特定目的会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において規定する特例有限会社、株式会社等を含みます。）を意味します。

また、上記各資産の取得の詳細につきましては、本投資法人が発表した平成 18 年 6 月 29 日付及び平成 19 年 3 月 22 日付「資産の取得に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

- ※ 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- ※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.ncrinv.co.jp>